

(注意事項)

健康保険未適用または補装具の領収書をお持ちの方はご申請の前にご確認ください。

①医療費を全額自己負担した場合 (保険証未提示等)

*保険証未提示等の理由で、医療機関等で医療費の全額を自己負担された際は、下記のお手続きをお願いいたします。

①病院等から発行された領収書をコピーしてください。

②お子さまが加入している健康保険に「療養費の支給申請」をしてください。
※申請方法は各健康保険にお問い合わせください。

③療養費の支給が決定すると健康保険から、10割負担された医療費のうち7割または8割が支払われます。

④健康保険から療養費の支給に係る「決定通知書」が届きます。

⑤療養費の支給に係る「決定通知書」がお手元に届いた後、

- ・子ども医療費助成申請書
- ・「決定通知書」(原本)
- ・領収書のコピー(①参照)

を子ども家庭課子ども医療・手当係にご申請ください。

⑥子ども家庭課子ども医療・手当係より、医療費の2割または3割を登録口座にお振込みします。

②補装具を作られた場合 (治療用メガネを含む)

*医師の診断により補装具を作成された際は、下記のお手続きをお願いいたします。
なお、治療用メガネは支給額に上限があります。

①病院から発行された医師の診断書と補装具作成にかかった費用の領収書をコピーしてください。

②お子さまが加入している健康保険に「療養費の支給申請」をしてください。
※申請方法は各健康保険にお問い合わせください。

③療養費の支給が決定すると健康保険から、10割負担された医療費のうち7割または8割が支払われます。

④健康保険から療養費の支給に係る「決定通知書」が届きます。

⑤療養費の支給に係る「決定通知書」がお手元に届いた後、

- ・子ども医療費助成申請書
- ・「決定通知書」(原本)
- ・診断書と領収書のコピー(①参照)

を子ども家庭課子ども医療・手当係にご申請ください。

⑥子ども家庭課子ども医療・手当係より、医療費の2割または3割を登録口座にお振込みします。
※治療用メガネは支給上限額がございますので、自己負担額を全額助成できない場合があります。